

議員各位

総務文教常任委員会

委員長 喜々津 英 世

委員長報告書

総務文教常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定により報告いたします。

1.審査期間：平成28年 3月 8日～17日

2.付託された議案等

議案番号	件 名	結 果
2	長与町職員の退職管理に関する条例	全会一致 可 決
3	長与町行政不服審査会条例	全会一致 可 決
4	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	全会一致 可 決
5	長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可 決
6	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可 決
7	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可 決
8	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可 決
9	長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可 決
13	平成27年度長与町一般会計補正予算（第4号）	全会一致 可 決
18	平成28年度長与町一般会計予算	賛成多数 可 決
19	平成28年度長与町駐車場事業特別会計予算	全会一致 可 決

議案第2号 長与町職員の退職管理に関する条例

審査日 平成28年 3月 8日
出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則
山口憲一郎 堤 理志
説明員 荒木総務部長 谷本総務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方公務員の退職管理の適正を確保するための規定が新たに設けられた。法の趣旨に照らし、職員の退職管理の円滑な実施を図るため、条例を制定するもの。

第1条は、条例の趣旨を規定。

第2条は、再就職した元職員の在職元の役職員等に対する働きかけについての制限を規定。

第3条は、管理・監督職員であった者が再就職した場合の届出義務を規定。

附則は、平成28年4月1日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑： 一般質問で、職員に対する働きかけの議論があったが、働きかけの定義はあるのか。

答弁： 「職務に関する働きかけの記録等事務取扱基準」の中で、働きかけとは「職員以外の者が職員に対し、要求・意見等を伝え、職務上の行為を行うこと、又は行わないことを求めるものをいう」と定めている。

質疑： 再就職をする、しないにかかわらず、退職した職員は元職員だが、どう扱うのか。

答弁： 第2条で、再就職者による依頼等の規制を謳っており、あくまでも再就職をした職員に限定される。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で可決した。

議案第3号 長与町行政不服審査会条例

審査日 平成28年 3月 8日
出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則
山口憲一郎 堤 理志
説明員 荒木総務部長 谷本総務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

行政不服審査法の全部改正に伴い、必要な条件整備が求められたことから、法に基づく審査請求等を調査審議する第三者機関である長与町行政不服審査会について、新たに条例を定めるもの。

第1条は、審査会の設置及び所掌事務を規定。
第2条は、審査会の組織を規定。
第3条は、審査会の委員を規定。
第4条は、委員の守秘義務を規定。
第5条は、審査会の会長を規定。
第6条は、審査会の職務権限を規定。
第7条は、審査手続きの非公開を規定。
第8条は、必要事項は規則で定めることを規定。
第9条は、委員の守秘義務違反の罰則を規定。
附則は、平成28年4月1日から施行する。
以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑： 審査会の委員に、首長と懇意にしている弁護士、普段からつながりのある大学教授などを選任した場合、中立性が保てるのか。

答弁： 例えば、弁護士や大学の先生は、弁護士会及び大学の推薦といった手続きを経て進める予定である。

質疑： 他自治体の条例を見ると、条例の中、あるいは規則で除斥規定を設けているところもある。何らかの対応が必要ではないか。

答弁： 実際に3親等以内の禁止規定を設けているところもある。現状の個人情報保護審査会等では規定はないが、規則や内規で定めることもできるので考えてみたい。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で可決した。

議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

審査日 平成28年3月8日

出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則
山口憲一郎 堤 理志

説明員 荒木総務部長 谷本総務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

行政不服審査法の施行に伴い、関係する7本の条例改正が必要になったため、条例の整備を行うもの。

第1条は、行政手続条例の文言を整理。

第2条は、情報公開条例の改正で、情報公開関係の審査請求では、現行の審理手続きを継続するため、審理員による審理をしないことを規定。同時に文言を整理。

第3条は、個人情報保護条例の改正で、個人情報関係の審査請求では、現行の審理手続きを継

続するため、審理員による審理をしないことを規定。同時に文言を整理。
第4条では、固定資産評価審査委員会条例の改正で、審査手続き等の文言を整理。
第5条では、税条例の改正で、文言を整理。
第6条では、手数料徴収条例の改正で、書面の写し等の交付手数料を追加。
第7条は、町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の改正で、文言を整理。
附則は、平成28年4月1日から施行する。
以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑： 固定資産評価審査委員会条例第3条で、委員会に「書記1人を置く」が、「書記を置く」に改正されたが、理由は何か。

答弁： 1名だと不在の場合もある。総務課に事務局を置くことから、行政係が対応できるように1名という文言をはずした。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で可決した。

議案第5号 長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

審査日 平成28年3月8日

出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則
山口憲一郎 堤 理志

説明員 荒木総務部長 谷本総務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、報告事項の追加及び文言整理を行うもの。

第3条の改正は、新たに「職員の人事評価の状況」「職員の休業の状況」「職員の退職管理の状況」の規定を追加及び関係規定の整理。

第5条の改正は、行政不服審査法の全部改正に伴う文言整理。

附則は、平成28年4月1日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑： 人事評価の公表については、どの程度まで踏み込んで公表するのか。

答弁： 現在、検討はしているが、県から公表に関する明確な資料等が来ていない。県からの情報が来しだい、至急決定し、公表する予定。

質疑： 職員の休業理由もいろいろあると思うが、休業理由なども含めて公表をするのか。

答弁： 休業の理由を細かく公表することは、現段階では考えていない。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で可決した。

議案第6号 長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

審査日 平成28年3月8日

出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則
山口憲一郎 堤 理志

説明員 荒木総務部長 谷本総務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

平成27年8月の人事院勧告、また、長崎県人事委員会も人事院勧告に準じた勧告を行っている。これらの勧告に準じて改正を行うもの。

第1条は、平成27年4月1日適用分は、職員の勤勉手当が0.1月分引き上げ、期末・勤勉手当の総支給割合が4.2月分となる。別表第1及び第2の改正は、給料月額の設定。

第2条は、平成28年4月1日施行分。

第3条は、改正地方公務員法により、等級別基準職務表を定め、文言を整理。

第17条の3第2項は、行政不服審査法の全部改正に伴う文言を整理。

第18条第2項及び附則第7項は、職員の勤勉手当の支給割合を改め、6月及び12月期の支給割合が変更になるが、総支給割合は4.2月分で変更なし。

附則は、条例の施行日は公布の日からとし、

第1条の規定は、平成27年4月1日から適用。

第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑： 今回の改正で、全体でどれくらい額が増えるのか。

答弁： 給与で273万9千円、勤勉手当で566万2千円が増額となる。今回の改定に伴う分は、12月に補正予算（3号）で計上している。

質疑： 今回の給与表自体が改定されたが、新採用の大卒、高卒の職員は、この表のどこからスタートするのか。

答弁： 大卒は、給与表の1級25号給で17万6,700円。高卒は、1級5号給で14万4,600円からとなる。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で可決した。

議案第7号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

審査日 平成28年3月8日
出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則
山口憲一郎 堤 理志
説明員 荒木総務部長 谷本総務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

まち・ひと・しごと創生法を踏まえ、本町における事業を効率的かつ効果的に推進するため、長与町まち・ひと・しごと創生推進会議を附属機関として条例で設置するもので、別表町長の部に、まち・ひと・しごと創生推進会議を追加するとともに、別表中の文言を整理するもの。

附則は、平成28年4月1日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑： 別表中の改正内容を見ると、単位が付いたり、付かなかったりしている。今まで改正しなかった理由は何か。

答弁： 精査ができていなかった。今回の改正に合わせて、単位を揃えることにした。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で可決した。

議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

審査日 平成28年3月8日
出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則
山口憲一郎 堤 理志
説明員 荒木総務部長 谷本総務課長 久保平企画課長 森川健康保険課長
村田福祉課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

別表町長の部の改正は、特別職の職員で非常勤のものに、まち・ひと・しごと創生推進会議、児童虐待防止専門員、重症化予防指導員を新設。行政不服審査会及び介護認定審査会は名称変更。療育指導員は名称と時間給の変更、収納推進専門員の月額の改定を行うとともに、文言の整理をするもの。

別表教育委員会の部は、長与町就学支援委員会にかかる名称変更を規定。

附則は、平成28年4月1日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑： 収納推進専門員の報酬が上がっているが、理由は何か。

答弁： 給与の条件が県よりも安いということで来てもらえなかった。人材確保の面からも県の再任用の水準に合わせ、引き上げた。現在、県税事務所OBを採用し、専門的知識を活かして、徴収実務や職員の指導に当たっている。

質疑： 他の特別職も専門的知識を活かした仕事をしており、整合性が取れない。今後検討すべきではないか。

答弁： 特別職の月額にはバラつきもある。今後、専門性・経験を採用条件としてどう捉えるのかなど、検討したい。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で可決した。

議案第9号 長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

審査日 平成28年3月8日

出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則
山口憲一郎 堤 理志

説明員 荒木総務部長 谷本総務課長 その他関係職員

【提案理由・主な内容】

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例改正を行うもの。

第8条の3第1項第2号の改正は、早出遅出勤務を行う要件を国の規定に合わせ、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるものと規定。

附則は、平成28年4月1日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑： 義務教育学校の前期課程とは、何を指しているのか。

答弁： 小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校が、新たな学校の種類として規定された。小・中学校一貫教育を行うため、前期が小学校、後期が中学校となる。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で可決した。

議案第13号 平成27年度長与町一般会計補正予算（第4号）

審査日 平成28年3月8日～9日
出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則
山口憲一郎 堤 理志
説明員 荒木総務部長 田平総務部理事 松尾企画振興部長 大津企画振興部理事
松浦生活福祉部長 森建設部長 帯田教育次長 浜口議会事務局長
谷本総務課長ほか関係課長及び関係職員

【提案理由・主な内容】

今回の補正は、既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ1億9,792万4千円を減額し、補正後の総額を126億5,177万1千円とするもの。

○歳入の主なものは

1款町税では、町民税などの現年課税分1億3,396万4千円を増額計上。

9款地方交付税は、交付額の予算未計上分1億9,553万3千円を増額計上。

13款国庫支出金は、個人番号カード交付金事業など補助金の増額。児童手当負担金や国庫補助金の交付予定額及び事業実績による減額などで、4,861万9千円の減額計上。

17款繰入金は、教育振興基金を増額。財政調整基金及び減債基金が減額で、3億971万1千円の減額計上。

20款町債は、国庫支出金の交付予定額により各事業費の変更、特定財源の調整などに合わせ2億2,040万円の減額計上。

○歳出の主なものは

2款総務費は、減債基金積立金の増額などで、1億143万9千円を増額計上。

3款民生費は、児童手当の減額。臨時福祉給付金給付事業費の増額などで、9,402万円を増額計上。

8款土木費は、土地区画整理事業特別会計への繰入金減額などで、3億5,190万2千円の減額計上。

9款消防費は、広域消防事業負担金及び防災行政無線デジタル化整備工事にかかる減額などで2,455万1千円の減額計上。

10款教育費は、教育振興基金への積立などで、3,534万円を増額計上。

12款公債費は、地方債の元金及び利子の最終見込みにより、2,640万6千円の減額計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑： マイナンバー制度は、国のシステムで不具合があり、交付が遅れているとの報道があったが、町の業務に影響はないのか。

答弁： 全国的に申請が集中し、受付の許容範囲を超えたため、交付処理ができない事態が発生した。現在はスムーズに流れている。

質疑： 榎の鼻橋の工期遅れによる繰越は、契約変更になる。油圧ジャッキの確保が難しいとの

ことであるが、油圧ジャッキの確保は契約に入っていたはずであり、工期の遅れに対しペナルティーを科すべきではないのか。

答弁： 橋梁の長寿命化対策で、全国的に工事が集中し、入手が困難になっていた。業者側の不手際による工期延長ではないと捉えており、ペナルティーは考えていない。

質疑： 土地区画整理事業などで、国の補助金が減額され工期が遅れている。補助金を確保するためには、町長以下、緊張感をもって取り組むべきではないか。

答弁： 補助金は国が決めることではあるが、満額確保を目指して、国等への要望活動を頻繁に行っていきたい。

質疑： 高田南土地区画整理事業は中止できないと思う。山林・原野から宅地になり、家屋が建ち、人が住むことによる税収増は明らかである。この点を明確に示し、事業完成の方向性を見いだすべきではないか。

答弁： 事業完成後は税収増となり、町の財政にはプラスになる。しかし、一般財源の確保が難しく、今の状態になっている。山林と宅地の税収比較は簡単にできると思う。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で可決した。

議案第18号 平成28年度長与町一般会計予算

審査日 平成28年3月10日～17日

出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則
山口憲一郎 堤 理志

説明員 荒木総務部長 田平総務部理事 松尾企画振興部長 大津企画振興部理事
松浦生活福祉部長 森建設部長 帯田教育次長 近藤教育委員会理事
和泉会計管理者 浜口議会事務局長 谷本総務課長ほか関係課長及び関係職員

【提案理由・主な内容】

平成28年度一般会計予算の総額を、121億672万3千円としているが、本年4月に町長選挙が予定されているため、骨格予算という位置づけで編成した。しかし、継続事業の実施を受け、前年度より3億6,690万3千円の増加予算となっている。

○歳入の主なものは

1 款町税では、42億6,772万7千円を計上。前年度比5,726万3千円の増。

2 款地方譲与税から8 款地方特例交付金までは、26年度決算及び27年度歳入の状況を考慮し、全体で5,100万円の増で計上。

9 款地方交付税及び10 款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額を計上。

11 款分担金及び負担金は、保育料及び環境施設組合派遣職員給与負担金など2億3,394万6千円を計上。前年度比4,523万1千円の減。

12 款使用料及び手数料は、1億7,022万6千円を計上。前年度比2,025万5千円の増。

13款国庫支出金は、19億4,905万6千円を計上。前年度比3億5,155万6千円の増は、保育所等整備交付金及び西高田線街路事業にかかる交付金の増額が要因。

14款県支出金は、7億8,243万3千円を計上。安心こども基金事業費補助金の減額などで、前年度比1億5,833万9千円の減。

17款繰入金は、6億7,444万4千円を計上。前年度比6,406万6千円の減。

20款町債は、13億660万円を計上。前年度比1億8,170万円の増は、防災行政無線デジタル化事業起債が主な要因。

○歳出の主なものは

1款議会費は、1億3,781万円9千円を計上。前年度比1,473万8千円の減。

2款総務費は、12億2,909万円を計上。前年度比1億7,672万6千円の減は、電算システム運用開発委託料などの減が要因。

3款民生費は、45億4,602万4千円を計上。前年度比2億211万円の増は、障害者福祉費、国民健康保険費、児童福祉運営費、介護保険費の増が要因。

4款衛生費は、9億1,919万6千円を計上。前年度比2,555万7千円の増。

8款土木費は、17億7,489万9千円を計上。前年度比2,215万1千円の増。西高田線街路事業に予算を重点配分し、高田南土地区画整理事業は減額調整している。

9款消防費は、7億3,154万8千円を計上。防災行政無線デジタル化整備工事などにより、前年度比2億8,756万1千円の増。

10款教育費は、11億4,577万2千円を計上。前年度比1,030万6千円の増は中学校の体育館整備及び校舎整備工事などが要因。

12款公債費は、13億367万6千円を計上。前年度比1,651万円の増。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑： 町長の施政方針で、「新年度は徴収業務をさらに強化し、債権徴収担当各課の業務効率化を図るため、各債権の一元化を図り、徴収体制の組織再編を行う」としているが、どう変わるのか。

答弁： 収納推進課は町税の徴収をしているが、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料の滞納者の債権も収納推進課に一元化を図る。これに伴い、国保税の収納推進専門員も収納推進課所属となる。

質疑： 丸田荘の赤字は1,871万8千円もある。利用者も偏っていると聞いている。公共施設等総合管理計画の問題及び入浴施設等利用補助金のあり方も含めて、総合的に検討する時期に来ている。

答弁： 経営努力も行い、赤字幅は少なくなっている。入浴補助券は町内の入浴施設で利用できるため、偏りはいづらか薄れている。公共施設等総合管理計画の問題からも、当然議論されると考えている。

質疑： 長与小学校体育館の吊天井工事は終わったが、体育館の屋根は塗装も変色している。このまま放置しておくのか。

答弁： 屋根は劣化も進んでいるが、これまで緊急性を要するものから予算配分をしてきた。で

きるだけ補助金を活用して整備を進めたい。

質疑： 中尾城公園のスパイラルスライダーは、改修・点検のため使用を中止しているが、利用はできるのか。また、赤い橋を維持するためには塗装も必要になる。どうするのか。

答弁： スパイラルスライダーは、昨年7月に事故が発生し、利用を中止している。施設は20年を経過しており、修理をするにも技術的に難しい面がある。改修するか否かは、財政面を見ながら検討をしている。

質疑： 高田南土地区画整理事業は、当初予算額が大幅減となっている。32年度の完成見込みがますます遠のいていく。財源確保に苦労していることは解るが、事業は長期化しており計画的な事業推進が必要だ。なぜ大幅減となったのか。

答弁： 28年度の予算編成に当たっては、町長選挙も予定されていることから、骨格予算として編成している。都市計画道路西高田線の橋梁及び道路の一部完成を目指し、予算を重点配分した。高田南の事業は重要であり、財源確保を含め、計画的に進めていきたい。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決した。

議案第19号 平成28年度長与町駐車場事業特別会計予算

審査日 平成28年3月8日

出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則
山口憲一郎 堤 理志

説明員 荒木総務部長 迎管財課長ほか関係職員

【提案理由・主な内容】

平成28年度駐車場事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ693万2千円とするもので、前年度比4万4千円の減となっている。

○歳入の主なものは

1 款使用料及び手数料は、使用料692万9千円を計上。

○歳出の主なものは

1 款総務費は、総務管理費で駐車場管理委託料663万1千円を計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑： 駐車場施設整備工事費36万5千円の工事箇所はどこか。

答弁： 消防施設点検整備などを考えている。

質疑： 建築物・建築設備定期報告委託料は何か。

答弁： 駐車場施設・設備について、3年に1回の法的点検費用を計上している。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で可決した。

議案第26号 平成27年度長与町一般会計補正予算（第5号）

審査日 平成28年3月9日及び16日
出席委員 喜々津英世 中村美穂 安部 都 金子 恵 安藤克彦 岩永政則
山口憲一郎 堤 理志
説明員 荒木総務部長 谷本総務課長 松尾企画振興部長 久保平企画課長
田中財務課長ほか関係職員

【提案理由・主な内容】

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ3,628万6千円を追加し、予算の総額を126億8,805万7千円とするもの。

可決すれば、全額が繰越明許費に追加され、28年度に繰り越されることになっている。

本議案は、地方創生加速化交付金が財源で、事業名は「コンパクトで元気なまちづくりプロジェクト」とし、全額補助金によるコミュニティバス・乗り合いタクシーの整備にかかる地域公共交通網改善計画策定業務委託料、車両購入費などを計上していた。

この事業にかかる交付金は、事業採択の内示もなく、採択されるか不透明の中で、2日間にわたって慎重に審査した。全会一致か可決したものであるが、交付金申請事業が不採択となったことから、議案の撤回がなされたものである。